

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(7) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・土木・農業・建築・化学・警察事務	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者  昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者	5月14日から6月1日まで	6月24日	7月24日から7月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問 150分 専門試験 五肢択一式 40問 120分	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 身体検査
高校卒業程度試験	一般事務・学校事務(出雲)AB・学校事務(石見)AB・警察事務	(学校事務A) 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (学校事務Aを除く試験区分) 昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	7月30日から8月31日まで	9月23日	10月21日から10月23日まで	教養試験 五肢択一式 50問 120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職試験	看護師	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	6月14日から7月13日まで	8月4日から8月6日まで	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし
	保健師	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	7月30日から8月31日まで	9月23日	10月21日から10月23日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	診療放射線技師	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	管理栄養士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、管理栄養士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	助産師 (第1回)	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職試験	言語聴覚士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、言語聴覚士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	臨床工学技士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、臨床工学技士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	司書	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	助産師 (第2回)	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む。)	12月5日から平成20年1月11日まで	1月26日から1月27日まで	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	警察官	昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む。)。  昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(9月30日までに卒業見込みの者を含む。)	4月2日から4月27日まで	5月13日	7月1日から7月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒)試験	警察官	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。)  昭和61年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)	5月7日から6月8日まで	7月9日	8月26日から8月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒業程度)試験	警察官	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)	7月9日から8月3日まで	9月16日	11月4日から11月6日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (武道) 試験	武道 A (大学卒)	次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者  ア 昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したものの(卒業見込みの者を含む。)  イ 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)  ウ 柔道又は剣道の段位 3 段以上の者	9 月 5 日から 9 月 26 日まで	10 月 13 日から 10 月 14 日まで	なし	教養試験 五肢択一式 50 問 150 分 身体検査 専門実技試験 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし
	武道 B (高校卒業程度)	次のア及びイのいずれにも該当する者  ア 昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)  イ 柔道又は剣道の段位 3 段以上の者(柔道は、平成 20 年 3 月 31 日までに高校卒業見込みの者に限り、段位 2 段以上。)					

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H20.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
大 学 卒 業 程 度	行政	6	男	145	102	2		104	71.7%	10			10	9	3		3	2.9%	34.7	2			
			女	55	38			38	69.1%	5			5	5	3		3	7.9%	12.7	3			
			計	200	140	2		142	71.0%	15			15	14	6		6	4.2%	23.7	5			
	化学	4	男	18	12			12	66.7%	6			6	5	2		2	16.7%	6.0	2			
			女	11	7			7	63.6%	3			3	3	2		2	28.6%	3.5	2			
			計	29	19			19	65.5%	9			9	8	4		4	21.1%	4.8	4			
	心理	2	男	15	12			12	80.0%	5			5	5	2		2	16.7%	6.0	2			
			女	20	17			17	85.0%	2			2	2		0	0.0%						
計			35	29			29	82.9%	7			7	7	2		2	6.9%	14.5	2				
農業	1	男	10	7		1	8	80.0%	5			5	5			0	0.0%						
		女	4	3			3	75.0%	2			2	2	1		1	33.3%	3.0	1				
		計	14	10		1	11	78.6%	7			7	7	1		1	9.1%	11.0	1				
土木	1	男	27	9	2		11	40.7%	6			6	6	1		1	9.1%	11.0	1				
		女	1		1		1	100.0%				0											
		計	28	9	3		12	42.9%	6			6	6	1		1	8.3%	12.0	1				
建築	1	男	6	5			5	83.3%	3			3	3	1		1	20.0%	5.0	1				
		女	1				0	0.0%								0	0.0%						
		計	7	5			5	71.4%	3			3	3	1		1	20.0%	5.0	1				
警察事務	2	男	19	12			12	63.2%	5			5	4	2		2	16.7%	6.0	2				
		女	17	10	1	1	12	70.6%	2			2	2		0	0.0%							
		計	36	22	1	1	24	66.7%	7			7	6	2		2	8.3%	12.0	2				
合計	17	男	240	159	2	2	1	164	68.3%	40	0	0	0	40	37	11	0	0	0	11	6.7%	14.9	10
		女	109	75	2	1	0	78	71.6%	14	0	0	0	14	14	6	0	0	0	6	7.7%	13.0	6
		計	349	234	4	3	1	242	69.3%	54	0	0	0	54	51	17	0	0	0	17	7.0%	14.2	16

第1次試験：6月24日 第2次試験：7月24日～25日

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H20.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
高 校 卒 業 程 度	一般事務	1	男	7		4	1	5	71.4%		3	1	4	2		0	0.0%						
			女	5		1	2	3	60.0%		1	1	2	2		1	1	33.3%	3.0	1			
			計	12		5	3	8	66.7%		4	2	6	4		1	1	12.5%	8.0	1			
	土木	1	男	1				0	0.0%														
			女	1			1	1	100.0%			1	1	1		1	1	100.0%	1.0	1			
	計	2			1	1	50.0%			1	1	1		1	1	100.0%	1.0	1					
	学校事務A (出雲地区)	7	男	43	26	2	2	6	36	83.7%	8		1	9	9	5		5	13.9%	7.2	4		
			女	38	19	3	3	5	30	78.9%	5			5	4	2		2	6.7%	15.0	2		
計	81	45	5	5	11	66	81.5%	13		1	14	13	7		7	10.6%	9.4	6					
学校事務B (出雲地区)	3	男	12		7	3	10	83.3%		3	1	4	2		1	1	10.0%	10.0					
		女	19		3	10	6	19	100.0%	2	1	3	6	5	1	1	2	10.5%	9.5	2			
計	31	3	17	9	29	93.5%	2	4	4	10	7		2	1	3	10.3%	9.7	2					
学校事務A (石見地区)	3	男	15	9			9	60.0%	4			4	4	1		1	11.1%	9.0	1				
		女	11	5	3	1	9	81.8%	4			4	3	2		2	22.2%	4.5	1				
計	26	14	3	1	18	69.2%	8			8	7	3		3	16.7%	6.0	2						
学校事務B (石見地区)	2	男	7		1	5	1	7	100.0%		4	1	5	5		0	0.0%						
		女	3			2	2	66.7%		2		2	2	2	2	100.0%	1.0	1					
計	10	1	7	1	9	90.0%	6	1	7	7	7	2	2	22.2%	4.5	1							
警察事務	2	男	4		4		4	100.0%		4		4	4		1	1	25.0%	4.0	1				
		女	3		2	1	3	100.0%		1	1	2	2		1	1	33.3%	3.0	1				
計	7		6	1	7	100.0%		5	1	6	6		1	1	2	28.6%	3.5	2					
合計	19	男	89	35	3	22	11	71	79.8%	12	0	14	4	30	26	6	0	2	0	8	11.3%	8.9	6
		女	80	24	9	19	15	67	83.8%	9	2	5	6	22	19	4	0	3	4	11	16.4%	6.1	9
計	169	59	12	41	26	138	81.7%	21	2	19	10	52	45	10	0	5	4	19	13.8%	7.3	15		

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月21日～10月23日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H20. 5. 1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
資格免許職	司書	2	男女計	9	6	1		7	77.8%	1			1			0	0.0%			2				
				52	32	10		42	80.8%	7			7			2	2	4.8%	21.0		2			
				61	38	11		49	80.3%	8			8			2	2	4.1%	24.5		2			
	臨床工学技士	1	男女計	3			2	2	66.7%			2	2			1	1	50.0%	2.0		1			
				3	1	2		3	100.0%	1	2		3	2		0	0.0%							
	6	1	2	2	5	83.3%	1	2	2	5	4		1	1	20.0%	5.0		1						
	診療放射線技師	3	男女計	5	2	1		4	80.0%	2	1	1	4	3	1	1	2	50.0%	2.0		2			
				2	1	1		2	100.0%	1	1		2	1		1	1	50.0%	2.0		1			
	7	3	2	1	6	85.7%	3	2	1	6	4		1	2	3	50.0%	2.0		3					
	言語聴覚士	1	男女計	1				0	0.0%															
1				1			1	100.0%	1			1	1	1	1	100.0%	1.0		1					
2	1			1	50.0%	1			1	1	1	1	1	100.0%	1.0		1							
管理栄養士	3	男女計	3	2			2	66.7%	1			1	1			0	0.0%							
			29	21	2	1	24	82.8%	6		1	7	7	3	3	12.5%	8.0		3					
32	23	2	1	26	81.3%	7		1	8	8	3	3	11.5%	8.7		3								
保健師	3	男女計	2	1	1		2	100.0%		1		1	1		1	50.0%	2.0							
			34	26	4	1	31	91.2%	6	1		7	6	2	2	6.5%	15.5		2					
36	27	5	1	33	91.7%	6	2		8	7	2	1	3	9.1%	11.0		2							
助産師	6	男女計	0																					
			5	3	1	1	5	100.0%	3	1	1	5	3	2	2	40.0%	2.5		2					
5	3	1	1	5	100.0%	3	1	1	5	3	2		2	40.0%	2.5		2							
看護師	94	男女計	11	4	3	3	10	90.9%	第2次試験なし					4	3	3	10	100.0%	1.0		7			
			99	24	44	25	93	93.9%	第2次試験なし					23	39	22	84	90.3%	1.1		53			
110	28	47	28	103	93.6%	第2次試験なし					27	42	25	94	91.3%	1.1		60						
助産師 (2回目)	4	男女計	0						第2次試験なし															
			1		1		1	100.0%	第2次試験なし						1	1	100.0%	1.0		1				
1		1		1	100.0%	第2次試験なし						1	1	100.0%	1.0		1							
合計	117	男女計	34	15	6	0	6	27	79.4%	4	2	0	3	9	8	5	5	0	4	14	51.9%	1.9		10
			226	109	65	0	28	202	89.4%	25	5	0	2	32	27	33	41	0	22	96	47.5%	2.1		65
260	124	71	0	34	229	88.1%	29	7	0	5	41	35	38	46	0	26	110	48.0%	2.1		75			

第1次試験：9月23日 第2次試験：10月21日～10月23日

看護師 試験：8月4日～6日

助産師（2回目） 試験：1月26日～27日



試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H20.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
警察官	大卒 (10月採用)	18	男	132	98				74.2%	50				46	18				18.4%	5.4	15		
		18	女計	132	98				74.2%	50				46	18				18.4%	5.4	15		
	大卒	50	男	351	242				68.9%	134				111	50				20.7%	4.8	35		
		4	女	72	40				55.6%	12				16	4				10.0%	10.0	3		
		54	女計	423	282				66.7%	146				127	54				19.1%	5.2	38		
	高卒程度	22	男	135	9	68	21	98	72.6%	3	37	9	49	39	1	21	22	22.4%	4.5	20			
		2	女	26	6	12	1	19	73.1%	1	6	1	8	8	1	1	2	10.5%	9.5	2			
	24	女計	161	15	80	22	117	72.7%	4	43	10	57	47	2	22	24	20.5%	4.9	22				
武道A (大卒)	1	男	2	2				100.0%	第2次試験なし				1				1	50.0%	2.0	1			
	1	女計	2	2				100.0%					1				1	50.0%	2.0	1			
武道B (高卒程度)	1	男	3	3				100.0%	第2次試験なし								0	0.0%					
	1	女計	3	3				100.0%					0				0	0.0%					
合計	92	男	623	342	9	71	21	443	71.1%	184	3	37	9	233	196	69	1	21	0	91	20.5%	4.9	71
	6	女	98	40	6	12	1	59	60.2%	12	1	6	1	20	24	4	1	1	0	6	10.2%	9.8	5
	98	女計	721	382	15	83	22	502	69.6%	196	4	43	10	253	220	73	2	22	0	97	19.3%	5.2	76

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月13日、第2次試験：7月1日～2日

大卒試験 ……第1次試験：7月8日、第2次試験：8月26日～29日

高卒程度試験 ……第1次試験：9月16日、第2次試験：11月4日～11月6日

武道A (大卒) 試験 ……第1次試験：10月13日～14日

武道B (高卒程度) 試験 ……第1次試験：10月13日～14日

## (イ) 昇任試験

## a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次 試験	第2次 試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	6月14日	9月12日	10月24日	筆記試験 8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月14日	(予備試験) 8月20日 (1次試験) 9月13日	10月31日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者	6月14日	9月13日	11月2日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	6月14日	(予備試験) 8月21日 (1次試験) 9月14日	11月1日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者	6月14日	9月14日	11月2日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

## b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予備試験			第1次試験			第2次 試験合 格者数	最終 合格率	昇任 者数
			受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率	合格 者数			
警部昇任試験	一般	134	—	—	—	124	92.5	25	17	13.7	17
警部補昇任試験	一般	※117	※116	99.1	60	85	100.0	51	28	32.9	28
	専門	10	—	—	—	9	90.0	7	4	44.4	4
	計	※127	※116	99.1	60	94	98.9	58	32	34.0	32
巡査部長昇任試験	一般	※187	※185	98.9	86	103	100.0	56	41	39.8	41
	専門	34	—	—	—	33	97.1	24	16	48.5	16
	計	※221	※185	98.9	86	136	99.3	80	57	41.9	57
合計		※482	※301	99.0	146	354	96.7	163	106	36.7	128

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者25名。巡査部長予備免除者17名)

イ 選 考

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第7条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職 4級以上)	11 <sup>人</sup> (11)	— <sup>人</sup>	1 <sup>人</sup>	10 <sup>人</sup> (10)	— <sup>人</sup>	22 <sup>人</sup> (21)
	第3条第3号 (海事職)	—	—	1	—	—	1
	第3条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	—	—	—	—
	第3条第5号～7号 、9号～11号 (医療職)	17	18	—	—	—	35
第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の在 職者)	—	—	—	4 (4)	—	4 (4)	
第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	
第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当 な職)	4	1	—	1	—	6	
地方公共団体の一般職の任期付職 員の採用に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付研 究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		32 (11)	19	2	15 (14)	—	68 (25)

(注) ( ) 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種		部 局					計
		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	
行 政 職	部・次長級	1		1			2
	課長級	4					4
	グループリーダー	1			1		2
	主任・主任主事・主任技師 主事・技師級	6	1		1		8
	計	12	1	1	2		16
公 安 職	警 視				3		3
	警部・警部補級				6		6
	巡査部長				4		4
	巡 査						
	計				13		13
海 事 職			1			1	
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	3					3
医療職(一)	医 師	3	14				17
医療職(二)		7	4				11
医療職(三)		7					7
任期付研究員							
合 計		32	19	2	15		68

c 公開選考試験実施結果 (a 又は b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H20.5.1現在	備考			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計
選 考 試 験	研究員 (電子・情報工学)	1	男女計	4	2		2	4	100.0%	2	2	4	4	1	1	2	50.0%	2.0	2	1次:6/16 ~6/17 2次:7/27					
	研究員 (電子・応用物理)	1	男女計	5	5			5	100.0%	2		2	2			0	0.0%			1次:6/16 ~6/17 2次:7/27					
	研究員 (金属・機械)	1	男女計	7	6		1	7	100.0%	3	1	4	4	1		1	14.3%	7.0	1	1次:6/16 ~6/17 2次:7/27					
	獣医師	4	男女計	3	3			3	100.0%	第2次試験なし				2		2	66.7%	1.5	1						
	薬剤師	6	男女計	7	7			7	100.0%	第2次試験なし				2		2	28.6%	3.5	2						
					5	5			5	100.0%	第2次試験なし				3		3	60.0%	1.7	3					
					12	12			12	100.0%	第2次試験なし				5		5	41.7%	2.4	5	6/24~25実施				
	ヘリコプター 整備士	1	男女計	6		1	2	3	50.0%	第2次試験なし					1	1	33.3%	3.0	1						
					6		1	2	3	50.0%	第2次試験なし					1	1	33.3%	3.0	1	9/2実施				
	看護師A (あさひ診療所)	4	男女計	12			7	7	58.3%	第2次試験なし				4	4	4	57.1%	1.8	4						
					12			7	7	58.3%	第2次試験なし				4	4	4	57.1%	1.8	4	9/9実施				
	看護師B (あさひ診療所)	3	男女計	1		1	1	1	100.0%	第2次試験なし					1	1	100.0%	1.0	1						
					4	1	3	4	100.0%	第2次試験なし				1	1	2	50.0%	2.0	2						
					5	1	4	5	100.0%	第2次試験なし				1	2	3	60.0%	1.7	3	9/9実施					
診療情報管理士	1	男女計	1		1		1	100.0%	第2次試験なし					1		100.0%	1.0	1							
				3	2	1	3	100.0%	第2次試験なし					0		0.0%									
				4	2	1	4	100.0%	第2次試験なし					1	1	25.0%	4.0	1	9/23~24実施						
身体障害者対象 (一般事務)	1	男女計	5	4			4	80.0%	第2次試験なし					0		0.0%									
				2	1	1	2	100.0%	第2次試験なし				1	1	1	50.0%	2.0	1							
				7	5	1	6	85.7%	第2次試験なし				1	1	1	16.7%	6.0	1	11/11実施						
薬剤師 (2回目)	3	男女計	4	4			4	100.0%	第2次試験なし				1	1	1	25.0%	4.0	1							
				3	3		3	100.0%	第2次試験なし				2	2	2	66.7%	1.5	2							
				7	7		7	100.0%	第2次試験なし				3	3	3	42.9%	2.3	3	11/18実施						
船舶乗組員 (航海)	2	男女計	3		2		2	66.7%	第2次試験なし					2	2	100.0%	1.0	1							
				3		2	2	66.7%	第2次試験なし					2	2	100.0%	1.0	1	12/9実施						
獣医師 (2回目)	2	男女計	3	2			2	66.7%	第2次試験なし				2		2	100.0%	1.0	2							
				3	2		2	66.7%	第2次試験なし				2		2	100.0%	1.0	2	1/27実施						
合計		30	男女計	46	31	0	4	6	41	89.1%	7	0	0	3	10	10	7	0	3	3	13	31.7%	3.2	11	
				32	13	1	1	11	26	81.3%	0	0	0	0	0	0	8	1	0	5	14	53.8%	1.9	14	
				78	44	1	5	17	67	85.9%	7	0	0	3	10	10	15	1	3	8	27	40.3%	2.5	25	

## (イ) 昇任選考

## a 級別昇任者数 (平成20年4月1日昇任分)

給料表	部局	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	3人	人	1人	2人	人	6人
	8	13					13
	7	30		2	1	1	34
	6	66	1	4	9	2	82
	5	44	5	3	10	5	67
	4	62		3	6	4	75
	3	63		1	2	7	73
	2	19	3	1	3	2	28
	計	300	9	15	33	21	378
公安職	9					4	4
	8					5	5
	7					9	9
	6					29	29
	5					42	42
	4					34	34
	3						
	2						
	計					123	123
海事職	5						
	4						
	3	1			1		2
	計	1			1		2
研究職	5						
	4	5					5
	3	2			1	1	4
	計	7			1	1	9
医療職(一)	4		3				3
	3	1	1				2
	2	3					3
	計	4	4				8
医療職(二)	7						
	6		2				2
	5		2		1		3
	4	1	4				5
	3	2	1				3
	2		3				3
	計	3	12		1		16
医療職(三)	7						
	6		3				3
	5	1	5				6
	4	2	16				18
	3		20				20
	2						
	計	3	44				47
合計		318	69	15	36	145	583

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成19年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

(ア) 報告

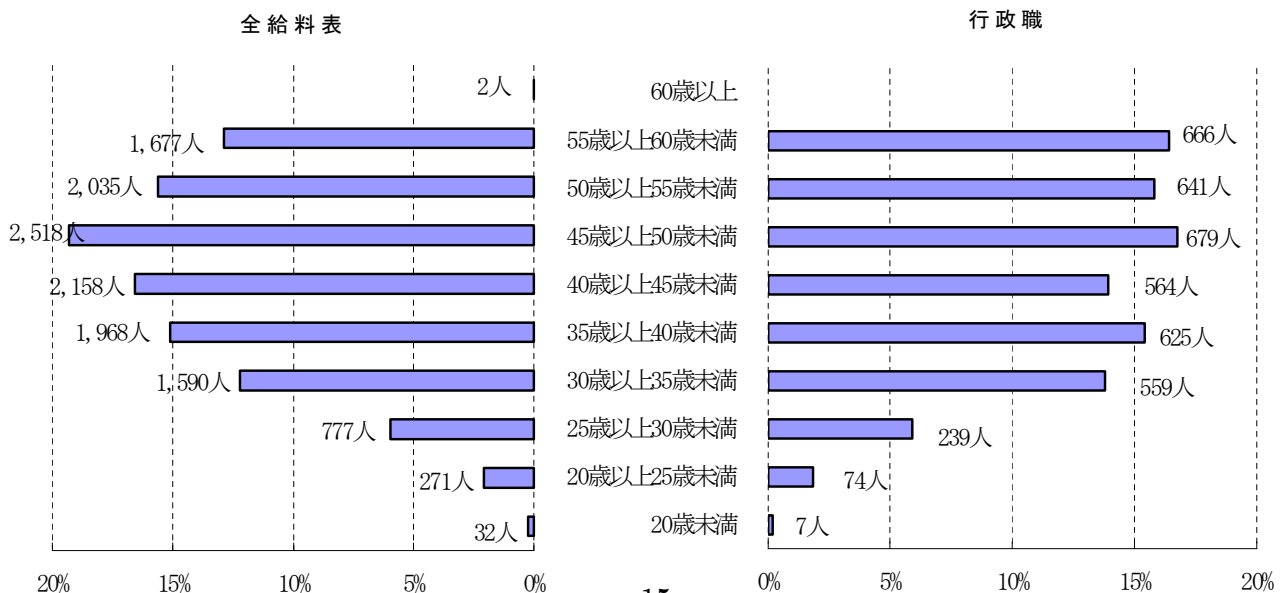
a 職員給与の概況

県職員の平成19年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

給料表	区分	職員数		構成比	
		平成19年 人	平成18年 人	平成19年 %	平成18年 %
行政職		4,054	4,170	31.1	29.7
公安職		1,465	1,435	11.2	10.2
海事職		57	59	0.4	0.4
研究職		244	246	1.9	1.8
医療職(1)		46	146	0.4	1.0
医療職(2)		167	275	1.3	2.0
医療職(3)		62	574	0.5	4.1
大学教育職		—	121	—	0.9
高等学校等教育職		2,140	2,163	16.4	15.4
中学校及び小学校教育職		4,793	4,837	36.8	34.5
合計		13,028	14,026	100.0	100.0

職員の年齢階層別人数及び構成比



## 職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年
	円	円	円	円
給 料	380,593	383,968	357,132	359,971
管 理 職 手 当	6,515	6,732	7,812	8,190
扶 養 手 当	11,670	11,313	12,744	12,703
地 域 手 当	370	764	457	450
住 居 手 当	3,380	3,712	2,260	2,425
特 地 勤 務 手 当	4,772	4,684	3,391	3,492
そ の 他	2,368	3,979	1,810	1,896
合 計	409,668 (384,981)	415,152 (390,318)	385,606 (361,962)	389,127 (365,233)

- (注) 1 合計の欄の( )は減額措置後の額である。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 4 その他は、初任給調整手当等である。

### b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内250の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「平成19年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち122事業所の調査を完了した。

また、昨年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、98.4%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,477人及び研究員、医師等職種810人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

#### (a) 本年の給与改定等の状況



新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で185,920円（昨年182,214円）、高校卒で148,489円（同147,761円）となっており、いずれも昨年に比べて増額となっている。

一般の従業員の給与改定状況をみると、ベースアップの慣行のない事業所の割合が38.4%（昨年44.6%）となっている。ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%（同30.4%）となっており、昨年に比べて増加する一方、ベースアップを中止した事業所も27.5%（同23.4%）と増加している。なお、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同1.6%）。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は73.4%（昨年72.3%）となっている。昨年よりも増額した事業所の割合は35.1%であり、減額した事業所の割合（6.7%）を上回っている。

#### 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般職	34.1%	27.5%	0.0%	38.4%
管理職	27.1%	30.4%	0.0%	42.5%

#### 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年 比増額	昨年 比減額	昨年と 変化なし			
一般職	81.9%	73.4%	35.1%	6.7%	31.6%	8.5%	18.1%
管理職	83.4%	74.3%	32.7%	7.8%	33.8%	9.1%	16.6%

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### (b) 雇用調整の実施状況

平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は18.1%と昨年（22.8%）に比べて減少している。

#### 民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の 停止・抑制	部門整理・ 部門間配転	委託・派遣 社員へ転換	転籍 出向	一時 帰休・ 休業	残業の 規制	希望 退職 者の 募集	正社員 の 解雇	賃金 カット	計
平成19年	3.6%	4.8%	3.2%	4.3%	2.1%	3.9%	5.0%	2.8%	1.8%	18.1%
平成18年	9.9%	4.9%	5.0%	4.9%	0.0%	4.6%	2.3%	0.7%	2.4%	22.8%

（注）1 平成19年は平成19年1月以降の実施状況、平成18年は平成18年1月以降の実施状況である。

2 雇用調整の有無を項目別に調査（各項目は重複回答）。計欄は何らかの雇用調整を行った事業所の割合である。

c 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、全国では100.1（昨年100.1）と昨年と同水準であったが、松江市では99.8（同100.4）と0.6%下落している。

また、本年4月の勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）は、松江市では341,060円となっており、この家計調査等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,970円、204,550円及び225,160円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省で公表された、平成18年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.2であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.6となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、昨年の勧告において、民間企業従業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に拡大するなどの見直しを行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与378,000円に対して職員給与は減額措置前では386,437円であり、8,437円(2.18%)上回っているが、減額措置後では362,740円であり、逆に15,260円(4.21%)下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較差
			A-B ((A-B)/B*100)
378,000円	減額措置前	386,437円	△8,437円 (△2.18%)
	減額措置後	362,740円	15,260円 (4.21%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

民間における家族(扶養)手当の支給状況については、配偶者と子2人に係る支給額が、職員の扶養手当の支給額を上回っている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で払われた特別給は、所定内給与月額4.02月分に相当していた。

これは、昨年(4.11月分)より減少しており、職員の期末手当勤奨手当の年間平均支給月数(4.45月)を0.43月分下回っている。

職員の期末・勤奨手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤奨手当(B)	差(A-B)
4.02月分	4.45月分	△0.43月分
	(4.19月分)	(△0.17月分)

(注) ( )内は、期末・勤奨手当の支給月数(4.45月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度

から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

前記のとおり、本年4月分の給与額を比較したところ、減額措置前では昨年に引き続き職員給与が民間給与を上回っていた(2.18%)が、昨年(3.17%)に比べ、その較差は縮小している。

これは、本県の民間事業所について、ベースアップ、定期昇給の状況がわずかながらも改善傾向にあることに加え、職員の給与水準について、その引下げが段階的に実施されている<sup>(注)</sup>ことによるものと思われる。

また、特例条例による給与の減額後では、昨年に引き続き職員給与が民間給与を下回っており、その較差は昨年より拡大している。

一方、国においては、月例給については俸給表、扶養手当、地域手当の引上げ改定を本年4月に遡及して行うこととされたところである。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定が必要であると判断した。

(注) 国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われた。  
本県においても、国に準じて給料表の引下げ改定が行われている。

○経過措置の内容

改定後の給料表の適用の日(平成18年4月1日)における給料月額が、その前日に受けていた給料月額(切替前給料月額)に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が、昇給等により切替前給料月額に達するまでの間、その差額を支給する。

i 給料表

若年層の職員の給料水準については、平成14年以降、給料表の引下げ改定に伴って引き下げられているが、民間においては、初任給に伸びが見られたところであり、結果として、初任給を中心とした若年層の職員の給料は民間に比べ低い水

準にある。

上記の点を踏まえ、公務への有能な人材確保の観点から、給料表については、人事院勧告に準じて、初任給を中心に若年層に限定した改定を行うこととする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うこととする。<sup>(注)</sup>

なお、再任用職員の給料月額並びに任期付研究員給料表（招へい型）及び特定任期付職員給料表については、改定を行わない。

(注) 国においては、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表は廃止されているため、当該俸給表にかかる勧告は行われていない。

## ii 扶養手当

前述した民間における家族手当の支給状況を考慮するとともに、本県においても少子化対策が緊急的・重点的に取り組まれていることにも配慮し、人事院勧告に準じて、扶養親族である子等に係る支給月額を引き上げることとする。

## (b) 期末手当・勤勉手当について

国においては、前記のとおり、支給月数を0.05月分引き上げ4.5月分とすることとされたところである。

一方、本県においては、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.45月分）が民間の特別給の支給割合（4.02月分）を上回っており、昨年に比べ、その差は拡大（昨年0.34月分、本年0.43月分）している。

また、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されているが、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数（4.19月分）で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を相当程度上回っていることが認められた。

期末手当・勤勉手当について、本委員会は、職員の士気の高

揚や有能な人材確保の観点からは、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保する必要性を認めつつも、昨年の勧告時の報告においては、広く県民の理解を得るために、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要がある旨言及したところである。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、0.2月分引き下げ4.25月分とすることとする。

引下げに当たっては、平成20年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.1月分ずつ引き下げることにするが、本年度については、6月期の期末手当が支給済みであることから、12月期の期末手当を0.2月分引き下げることにする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることにする。

(c) その他の手当等について

i 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合について、人事院勧告に準じて、下表のとおりとする。

平成20年度の地域手当の級地別支給割合

級地 (支給割合)	支給地域	平成20年度の 地域手当の支給割合	平成18年3月31日の 調整手当の支給割合
1級地 (18%)	東京都 特別区	1.6	1.2
2級地 (15%)	大阪府 大阪市	1.3 ※	1.0 ※
4級地 (10%)	広島県 広島市	7	3

(注) 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

## ii 特殊勤務手当

本委員会は、昨年 of 勧告時の報告において、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているものについて、廃止も含めて見直すとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進め、早期に改正する必要がある旨言及したところである。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当については、本年4月に、この趣旨に沿った改正が行われたところであるが<sup>(注)</sup>、その他の職員にかかる特殊勤務手当についても、できるだけ早期に改正を行うことが必要である。

(注) 関係条例等の改正により、他校兼務手当及び本分校勤務手当の廃止などの見直しが行われた。

## iii 教育職員の給与等

本年6月に公布された学校教育法等の一部を改正する法律により、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職<sup>(注)</sup>を置くことができることとされた(平成20年4月1日施行)。

(注) 各職の職務内容

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- ・主幹教諭：校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる
- ・指導教諭：児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う

また、これに先立つ本年3月の中央教育審議会(文部科学大臣の諮問機関)の答申「今後の教員給与の在り方について」においては、現在の4級制の給料表に関し、「主幹(仮称)又は指導教諭(仮称)が新たな職として位置付けられ、配置される場合には…都道府県において、必要に応じて…新たな級を創設することが望ましい」とされているほか、教員に一律4%支給されている教職調整額や、教員に特有の手当等について、見直しの必要性が指摘されている。

本県においては、副校長等の新たな職の設置に関する任命

権者における検討結果を踏まえ、必要に応じ、その処遇等にかかる検討を行うとともに、教職調整額などその他の手当等については、国の動向を注視していく必要がある。

なお、産業教育手当及び定時制通信教育手当については、他の都道府県の動向を踏まえ検討を行う必要がある旨、昨年言及したところであるが、上記の国における手当等の見直しの動向も踏まえつつ、更に検討を行う必要がある。

#### iv 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の勧告時に、職員の勤務実績を的確に反映しうる給与制度の整備が喫緊の課題であるとして、昇給や勤勉手当の見直しに係る勧告を行い、昨年4月に関係条例等が改正されたところである。

この見直しを実効あるものとするためには、任命権者における勤務実績の給与への反映を一層推進していく必要がある。

#### (d) 人事管理上の課題について

##### i 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある、その前提として、職員の能力と実績を的確に評価し、その結果を適切に処遇に反映させる人事評価制度の構築が求められている。

国は、本年7月に国家公務員法を改正し、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、今後2年以内に新たな人事評価制度を整備し、任用、給与等の人事管理に活用することになった。

本県においても、新たな人事評価制度への取組が行われているところであるが、今後、国や他都道府県の制度も参考としながら、人事管理の基礎として活用できる人事評価制度の整備に



取り組んでいく必要がある。

## ii 人材育成と女性職員の登用等

地方自治体の主体性の強化が求められる一方、かつてない厳しい財政状況の中で、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と政策形成能力や創造力、専門性などの更なる向上が必要である。

とりわけ大幅な人員削減への取組が行われている状況にあつて、行政水準を維持し、向上を目指すには、職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に求められており、そのための人材育成については、喫緊の課題として取り組んでいく必要がある。

特に、行政職の職員などの人事異動ローテーションに関しては、職員の専門性を向上させるという観点から、そのあり方を検討する必要がある。

若手職員の育成は、組織の活性化を図る上で取り組むべき重要な課題であり、意思形成過程への参加機会の充実、職場における人材育成体制の強化などを推進し、若手職員が生き生きと職務に取り組み、様々な課題に積極的に挑戦できる環境を整えていく必要がある。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員の管理職への積極的な登用、意思形成過程への参加機会の充実など、その育成・登用に引き続き取り組んでいく必要がある。

## iii 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の維持・向上の面でも、職業生活と家庭生活の調和を図る上でも重要な課題である。したがって、適正な勤務時間管理に努めるとともに業務の見直しを行うなど、今後とも、時間外勤務の縮減を図る必要がある。

また、総実勤務時間の短縮のためには、年次有給休暇の積極的

な取得を促進することが必要である。

人事院は、民間企業の所定労働時間が、国家公務員の勤務時間よりも短いという調査結果を受けて、本年の公務員人事管理に関する報告において、来年を目途に民間準拠の原則に基づいて見直しに関する勧告を行うという方針を示した。本県においても、国家公務員の勤務時間の見直しの状況等を注視しながら、検討を行っていく必要がある。

#### iv メンタルヘルス対策

職員の心身両面にわたる健康づくりは、職員個人や家族の充実した生活に資することとともに、ますます、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待に応えていくためにも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、職員自身がストレスに気づき、これに対処する方法を身につけること、各職場においては、管理・監督者を中心に職員相互の協力・支援や意思疎通を図ること等によりストレスの少ない働きやすい職場づくりを一層推進すること、任命権者においては、職員への相談事業、研修事業を行うことなど、それぞれの立場での継続した取組が必要である。

#### v 弾力的な勤務形態の導入

育児や介護を行う職員に対して適切な支援策を講じていくことは重要な課題である。本年、再度の育児休業を取得することができる事由<sup>(注1)</sup>の拡大等の改善がなされるなど、本県では、これまで育児や介護のための休暇や育児休業の制度の拡充が行われてきたところであるが、これらの制度を利用しやすい職場づくりや職員の意識の改善が引き続き必要である。

また、本年、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児のための短時間勤務<sup>(注2)</sup>の制度の導入が可能とな

った。この制度により、長期間にわたる職員の仕事と育児の両立が可能となるとともに、男性職員の育児参加の機会の拡大にも資することが期待されるものであり、本県においてもその導入について検討する必要がある。

一方、地方公務員法の一部改正により、近年の行政課題の複雑・高度化に対応できるよう、職員の幅広い能力開発を促進すべく、職員が自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を認める自己啓発休業制度<sup>(注3)</sup>を導入することが可能となった。職員の自発性や自主性を積極的に活かす柔軟な仕組みを用意することは、職員個人の自己啓発につながるのみならず、ひいては、組織全体の活力を高めることも期待されることから、職員の実態等を踏まえつつその導入について検討する必要がある。

(注1) 育児休業の取得は、1人の子について原則1回であるが、職務復帰等の後、条例で定める特別な事情がある場合は、再度の取得が認められている。

(注2) 育児のための短時間勤務

○対象となる職員：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員  
(現行の育児休業は子が満3歳に達するまで)

○勤務パターン：1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3日、週2日半等の勤務形態から選択

○給与：給料及び職務関連手当は勤務時間に応じた額。生活関連手当は全額支給

(注3) 自己啓発休業制度

○休業の事由：・大学等の課程の履修…国内外の大学等の教育施設の課程の履修  
・国際貢献活動…国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち条例で定めるものへの参加

○休業の期間：3年を超えない範囲内で条例で定める期間

○給与：無給

(e) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様

化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

現在行われている特例条例による給与の減額措置については、県の財政運営が一段と厳しさを増していることから、減額措置の継続や管理職手当の上乗せ減額について議論されているところである。しかしながら、減額措置が職員の生活や職務に対する士気に与える影響は極めて大きいものがあり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

#### (イ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

##### a 職員の給与に関する条例の改定内容

###### (a) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

###### (b) 諸手当

###### i 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

###### ii 期末手当について

###### (i) 平成19年度の支給割合

○ 平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.4月分（特定幹部職員にあつては、1.2月分）とすること。

○ 再任用職員については、平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあつては、0.65月分）とすること。

###### (ii) 平成20年度以降の支給割合

○ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分及び1.5月分（特定幹部職員にあつては、

それぞれ1.1月分及び1.3月分) とすること。

- 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分及び0.8月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.6月分及び0.7月分) とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改定内容

(a) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

i 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ii 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改定内容

(a) 特定任期付職員の期末手当について

i 平成19年度の支給割合

平成19年12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ii 平成20年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分及び1.7月分とすること。

d 改定の実施時期

これらの改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、アの(イ)の②の(b)、イの(イ)の②及びウの(ア)の②については、平成20年4月1日から実施すること。

(別記第1及び第2 省略)

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度中において措置の要求はなかった。  
また、係属中の事案もなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立の状況

事案名	処分者	処分内容	請求者	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成20年 (不)第1 号事案	教育委員 会	解雇予告	県立学校 教員	平成20年3月10日	処分の取消 し	平成20年3月13 日 却下

また、係属中の事案はなかった。